

# 令和6年度生産組合長説明会

第2部 令和6年度水稻共済細目書の記入上の注意点について



日時:令和6年2月14日(水) 午後7時  
場所:JA加賀 本店 3F大ホール

加賀市農業活性化協議会  
石川県農業共済組合

## 営農計画書（水稲共済細目書）の記入注意点について

- ①かぼちゃ、ブロッコリーだけではいつ作付けされるのか判断できず、現地確認が行えません。必ず、春かぼちゃ・秋かぼちゃ・春ブロッコリー・秋ブロッコリーと作型を記入してください。
- ②地域振興作物である、ブロッコリー・かぼちゃ・ねぎは野菜と記入しないでください。野菜の場合は交付対象外となります。
- ③農地を移動する場合は地名地番から作物名まで＝で消し、備考欄に〇〇町 氏名 作物名を記入してください。特に氏名は必ずフルネームで記入してください。
- ④飼料用米多収品種に取り組む方は備考欄に ④（品種名）を記入してください。

### 注意事項

細目書は交付金の根拠資料となります。細目書の提出、交付申請、現地確認、契約書等、販売実績のすべてが満たされた場合、交付対象となります。そのため、正確に記入されていない場合、現地確認が行えない為、交付対象外となりますのでご注意ください。

## 水田移動及び作付品目の変更に伴う手続きについて

### (1) 集落をまたいで水田の移動がある場合

生産組合をまたいで水田の移動(耕作者の変更)がある場合、「地域間調整届出書(様式1)」を利用して、移動前及び移動後のそれぞれの生産組合長の承認を受けて、市に提出してください。

※提出期限:5月末日までに提出

※移動する圃場が、令和7年度配分時に元の生産組合に戻す場合には、右下の「戻す」欄に○印を記入してください。

記入がない場合、「戻さない」ものとして取り扱います。

### (2) 営農計画書(水稻共済細目書)提出後に耕作者、作物品目等の変更を行う場合

生産組合長の承認を受けて「営農計画書(水稻共済細目書)提出後の変更届出書(様式2)」を提出して下さい。

※提出期限:5月末日までに提出

### 注意事項

- ①経営所得安定対策は、国から農家に直接交付金が交付される制度です。  
各書類【交付申請書等】の提出は農家から国(農政局)等への提出となりますので、途中で変更のないように十分注意して下さい。
- ②経営所得安定対策の交付申請者、営農計画書(水稻共済細目書)の氏名、米等の出荷者名は、全て統一して下さい。
- ③営農計画書(水稻共済細目書)に作物名を記載する際は、交付金の対象となる作物(大豆、麦、そば、ねぎ、春ブロッコリー、秋ブロッコリー、春かぼちゃ、秋かぼちゃ)については、正確に記載して下さい。

### その他

本資料は、加賀市のホームページ([www.city.kaga.ishikawa.jp](http://www.city.kaga.ishikawa.jp))に掲載してあります。

「地域間調整届出書(様式1)」は、同ホームページからエクセル形式(自動計算できます。)でダウンロードできますので、ご利用ください。

ご利用の際は、ホームページの中で「生産調整」で検索すると便利です。

様式1

令和6年度 地域間調整届出書 (記入例)

水田面積 = 台帳面積 × 97%  
小数点以下の端数は、切捨て

※水田の移動に伴う両地区の生産組合の承認を必ず得ること。

提出日 令和6年 月 日

水田耕作者(移動前)		移動する水田					水田耕作者(移動後)	
生産組合名 (町名)	氏名	大字	字	地番	台帳面積 (㎡)	水田面積 (㎡) (A)	生産組合名 (町名)	氏名
●●町	○○ 太郎	●●		3	3,000	2,910	◆◆	◎◎ 一郎
●●町	○○ 太郎	●●		4	3,000	2,910	◆◆	◎◎ 一郎
●●町	△△ 次郎	●●	ア	123	1,500	1,455	◆◆	◎◎ 一郎
		合 計			7,500㎡	(A) 7,275㎡	(B)=(A) × 72.0% ÷ 5,238㎡	

※上記の移動に伴う生産調整面積(作付面積・配分面積)の変更 → (減少配分数量=増加配分数量の事)

減少配分数量C = (B × 移動元の基準単収 ÷ 1,000)

計算例 C = 5,238 × 511 ÷ 1,000 = 2,676

増加作付面積D = (増加配分数量 ÷ 移動先の基準単収 × 1,000)

計算例 D = 2,676 ÷ 543 × 1,000 = 4,928

町 名	移動元の 基準単収 (kg/10a)	減少米作付面積 (㎡) (B)=(A) × 72.0%	減少配分数量 (kg) (C)=(B) × 単収
●●町	511	5,238㎡	2,676kg
生産組合長確認欄 ●●町生産組合長名 ●● ●● 印			

町 名	移動先の 基準単収 (kg/10a)	増加配分数量 (kg) (C)(左表より)	増加米作付面積 (㎡) (D)=(C) ÷ 単収
◆◆町	543	2,676kg	4,928㎡
生産組合長確認欄 ◆◆町生産組合長名 ◆◆ ◆◆ 印			

※提出期限:5月末日

どちらかに、必ず○印をつけること。  
つけていない場合は、「戻さない」に  
カウントします。

(必ずご記入ください) 上記の水田の移動は、令和7年度 の配分時には、元の集落に、	戻す	○
	戻さない	

様式 2

令和6年度 営農計画書(水稲共済細目書)提出後の変更届出書 (記入例)

届出日 令和6年 月 日  
 届出者 移動前 ●●町 生産組合長 ●● ●● 印  
 移動後 ◆◆町 生産組合長 ◆◆ ◆◆ 印

営農計画書(水稲共済細目書)移動前			水田ほ場			営農計画書(水稲共済細目書)移動後		
住 所	氏 名	作物名	地 番	台帳面積(m <sup>2</sup> )	水田面積(m <sup>2</sup> )	住 所	氏 名	作物名
①●●町	〇〇 太郎	かぼちゃ	●●5	3,000	2,910	●●町	〇〇 太郎	大豆
②●●町	〇〇 太郎	春ブロッコリー	●●6	3,000	2,910	●●町	▲▲ 一郎	秋ブロッコリー
③●●町	△△ 次郎	かぼちゃ	●●イ1	1,000	970	◆◆町	■ ■ 花子	かぼちゃ

※営農計画書(水稲共済細目書)提出後の変更の留意点

- ・耕作者、作物等の内容変更がある場合、生産組合長の確認後に提出すること。
- ・記入例①は、同一生産者で作物の変更の場合です。
- ・記入例②は、同一の集落で生産者を変更する場合です。
- ・記入例③は、集落をまたいで、変更する場合は、移動前、移動後の生産組合長の承認を得てください。

※提出期限:5月末日までに提出

(必ずご記入ください) 上記の水田の移動は、 翌年度の配分時には、元の集落に、	戻す	
	戻さない	

様式1

### 令和6年度 地域間調整届出書

※水田の移動に伴う両地区の生産組合の承認を必ず得ること。

届出日 令和6年 月 日

水田耕作者(移動前)		移動する水田					水田耕作者(移動後)		
生産組合名 (町名)	氏名	大字	字	地番	台帳面積 (㎡)	水田面積 (㎡)	生産組合名 (町名)	氏名	
		合 計			㎡	A	㎡	B = A × 72.0% ÷	㎡

※上記の移動に伴う生産調整面積(作付面積・配分面積)の変更 → (減少配分数量=増加配分数量の事)

減少配分数量 C = (B × 移動元の基準単収 ÷ 1,000)

増加作付面積 D = (増加配分数量 ÷ 移動先の基準単収 × 1,000)

町名	移動元の 基準単収 (kg/10a)	減少米作付面積 (㎡) (B)=(A) × 72.0%	減少配分数量 (kg) (C)=(B) × 単収
生産組合長確認欄	町生産組合長名		㊞

町名	移動先の 基準単収 (kg/10a)	増加配分数量 (kg) (C)(左表より)	増加米作付面積 (㎡) (D)=(C) ÷ 単収
生産組合長確認欄	町生産組合長名		㊞

提出期限:5月末日

(必ずご記入ください) 上記の水田の移動は、 翌年度の配分時には、元の集落に、	戻す	
	戻さない	

様式2

令和6年度 営農計画書(水稲共済細目書) 提出後の変更届出書

届出日 令和6年 月 日

届出者 移動前 町生産組合長 印

移動後 町生産組合長 印

営農計画書(水稲共済細目書)移動前			水田圃場			営農計画書(水稲共済細目書)移動後		
住所	氏名	作物名	地番	台帳面積(m <sup>2</sup> )	水田面積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	作物名

※営農計画書(水稲共済細目書)提出後の変更の留意点

- ・耕作者、作物等の内容変更がある場合、生産組合長の確認後に提出すること。
- ・集落をまたいで、変更する場合は、移動前、移動後の生産組合長の承認を得てください。
- ・提出期限:5月末日までに提出

(必ずご記入ください) 上記の水田の移動は、 翌年度の配分時には、元の集落に、	戻す	
	戻さない	

# 経営所得安定対策に係るスケジュールについて（予定）

	令和6年												令和7年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
事務手続	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     営農計画書                      （水稲共済                      細目書）                      の提出                      〆切 3/15                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     交付申請書等                      の提出                 </div>															
交付金の 交付	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     制度の周知                 </div>			<div style="background-color: #f08080; padding: 5px; display: inline-block;">                     対象作物の作付確認                 </div>			<div style="background-color: #f08080; padding: 5px; display: inline-block;">                     数量払の数量確認                 </div>											
A 水田活用の助成(面積払)													<div style="background-color: #00ffff; padding: 5px; display: inline-block;">                     水田活用の直接支払交付金の交付                 </div>					
B 畑作物の助成(数量払)													<div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; display: inline-block;">                     数量払の交付                 </div>					
C 5年産ナラシ対策の助成				<div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; display: inline-block;">                     交付申請                 </div>			<div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; display: inline-block;">                     ナラシ対策の                      交付金の交付                 </div>											
													<div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; display: inline-block;">                     水稲・転換作物確認                 </div>					
													<div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; display: inline-block;">                     そば・秋かぼちゃ・秋ブロッコリー確認                 </div>					
													<div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; display: inline-block;">                     営農継続                      支払の交付                 </div>					